

## 市政要望の申し入れについて

### 〔要望項目〕

1. 地方交付税制度は、本来交付税を算定する際、標準的な経費水準をもとに算定すべきであるが、国が導入している「トップランナー方式」は少ない経費で同程度の事業をおこなう自治体＝トップランナーの経費水準で算定するものであり、地方交付税制度をゆがめ、一層の行革を強要するものであり、トップランナー方式の中止を国に求めること。
2. ふるさと納税は、自分の故郷や魅力ある町を支援したいという良心と善意にもとづき行われることが、本来の姿である。また、税控除は納税する市民にとって税である限り公平・公正が確保される必要がある。そうした点から、住民税の控除があるふるさと納税は、鳥取市民については他の寄附をおこなう場合と同様に扱い、鳥取市出身など市民以外の方からの寄附金に対する返礼品は段階的に縮小すること。また、地場製品のPRと販売は別途の対策を拡充すること。
3. 今年1月と2月の大雪による市民生活と交通確保などの実態を生かして、積雪予測や除雪、雪害対策本部の設置の基準など早急に見直しをおこない、今年度の防災計画にしつかりと反映させること。
4. 自治会への補助制度であるコミュニティ雪害対策臨時支援事業は、市民有志(町内会のない地域)や町内会の未加入(賃貸住宅の居住者など)も補助対象とすること。また、補助金は、自治会等の構成員や高齢化率、除雪の距離数・費用も考慮したものにする事。
5. 人権施策基本方針及び人権教育方針の改定は、憲法と教育基本法の理念にもとづき、個人の尊厳と市民一人ひとりの人権の尊重を基本に、部落差別解消法にある人権啓発・教育の啓発等の施策についても、参議院の附帯決議を最大限に配慮して、適切に対処すること。
6. 精神障がい者の採用は、障害者差別解消法の趣旨と先進自治体の取り組みを踏まえて、30年度より行うこと。
7. 住宅リフォーム助成は、市民からの要望が高く、業者の営業支援と地域経済の循環、また雇用拡大と業績アップによる税収増に資するものであることから、経済効果を目的にした制度で実施すること。
8. 生活保護の担当者は、一般市民の生活を守るとともに、生活保護の利用者の自立支援を強めるうえで、その人員配置は最低基準を満たすこと。

9. 生活保護利用者への指導・援助は、困窮者の立場に寄り添いつつ、制度の説明を丁寧に行い、ボランティア活動等の自立支援に当たっては、本人等の身体状態や治療内容を把握し、本人等の意思・希望を尊重し、適切に行うこと。
10. 国保の都道府県化に向けての作業が進められているが、市民にもきちんと情報を公表すること。
11. 国保料の引き下げは住民の願いであり、子育て支援の点からも子どもの均等割の軽減は必要である。来年度から国保の都道府県化が実施されるが、18歳以下の均等割りの軽減を県の独自予算をつけて行うよう求めること。
12. 日常生活総合事業には上限額が設定されている。鳥取市は、国に向け財源確保を要求すること。鳥取市は上限額を口実に、必要なサービスが抑制されないようにすること。
13. 今年度は第7期介護保険事業計画を策定する年度である。策定にあたり、以下のことを求める。
  - ① 高すぎる介護保険料を、基金や一般会計からの繰り入れを行って引き下げを行うこと。
  - ② 特別養護老人ホームを増設すること。
  - ③ 高齢化率の高い本市の特徴に見合った計画とし、地域住民による助け合いなど押しつけとならないようにすること。
14. 保育所入所は、保護者や家庭の事情を最大限考慮し、公正・公平に行うことが必要である。現在の基準指数の中に、多子世帯や障がいのある子どもを考慮する指数を設定すること。
15. 鳥取県は3月に、保育士等の配置基準の弾力化の実施状況について調査を行っている。その結果、本市では3園の私立保育園が該当していた。市として、弾力化の状況を把握し、HP等で公表すること。あわせて、保育士資格を取得する支援を強めること。
16. 国は、今年度から要保護世帯の入学準備金の支給基準を引き上げた。それに伴い、準要保護世帯への支給基準も今年度対象者から同額に引き上げること。

以上